

各局長 殿

大臣官房長
(公印省略)

防衛省本省の内部部局における後援等の名義の使用の承認に関する訓令の実施について（通知）

標記について、防衛省における後援等の名義の使用に関する訓令（平成27年防衛省訓令第31号。以下「訓令」という。）第13条の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 訓令第5条から第11条までに係る事務は、防衛省組織令（昭和29年6月30日政令第178号）第1章第2節第3款に規定する防衛省本省の内部部局の各課等の所掌事務により、部外行事の趣旨及び内容に係る事務を所掌する防衛省本省の内部部局の課等（以下「本省内局課等」という。）において行うものとする。
なお、部外行事の趣旨及び内容に係る本省内局課等が複数ある場合には、関係する本省内局課等の協議により、担当する本省内局課等を決めるものとする。
- 2 後援等の名義の使用の承認又は取消しに係る起案文書は、大臣官房文書課に合議するものとする。
- 3 訓令第12条に係る事務は、大臣官房文書課及び各局の庶務担当課が行うものとする。

配布区分：大臣官房各課長及び訟務管理官